協議第3号

新町の名称について(協定項目3)

新町の名称について、次のとおり提案する。

協議項目	新	町	0	名	称	
調整の内容						

平成16年 9月24日 提出

協議第6号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目6)

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	1. 3町の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後、北檜山町議会議員の任期満了日の平成19年4月29日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。 2. 合併後の議員定数は、在任特例の適用期間においては39人とし、適用期間後の定数については、新町の議会で決定する。 3. 選挙区の設置については、新町議会で決定する。

平成16年 9月24日 提出

協議第21-4号

消防・防災事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

消防・防災事業の取扱いについて (協定項目21-4)

協議事項	消防・防災事業の取扱い
調整の内容	

平成16年 9月24日 提出

協定項目	21 – 1	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
励足为口	21 4	関係項目	消防・防災事業	

消防·防災事業

行財政専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調整の内容
016300	防災行政無線	防災行政無線施設については、統一配備を含め合併後に 再編する。
016500	消防団組織	1 消防団については、地域密着性、災害の地域特性を考慮し、合併時は現行のとおりとし、連絡調整的要素から連合本部組織を設置する。なお、消防団の統合については、住民の要望等を捉えながら将来に向け検討を進めることとする。 2 消防団に連絡調整の役割を担う連合消防団長(団長兼務)を設ける。 3 消防団員の定数については、現行のとおりとする。 4 消防団員の処遇については、合併後に調整する。

先進事例 (調整の内容)

■西東京市 (東京都/平成13年1月21日 新設)

総合防災訓練、防災行政無線は、現行の内容を統一して実施。

■あさぎり町 (熊本県/平成15年4月1日 新設)

- ・防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。
- ・地域にかかる災害予防または災害応急対策については、合併時に調整する。
- ・水防会議については、設置しない。

■加美町 (宮城県/平成15年4月1日 新設)

- (1) 防災会議については、合併時に新たに設置する。
- (2) 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。
- (3) 災害時の対応については、職員の動員配備体制等について、合併時までに調整し、合併後直ちに対応できる体制とする。

■遠軽地区4町村合併協議会 (北海道/平成17年1月○○日 新設合併予定)

- 1 消防組織については、合併までに調整を行い合併時に統合・再編するものとする。
- 2 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を策定する。
- 3 災害対策本部は、新町において調整する。
- 4 水防会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域水防計画を策定する。
- 5 治山施設の維持管理については、新町において新たに条例を制定し、治山施設の維持管理に 努めるものとする。
- 6 防災無線については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。

■函館市・戸井町・恵山町・椴法華村・南茅部町合併協議会

(北海道/平成16年12月1日 編入合併予定)

- 1 戸井町,恵山町,椴法華村,南茅部町の常備消防については,函館市東消防署の南茅部支署, 戸井出張所,恵山出張所,椴法華出張所とする。
- 2 消防団については、現行のとおりとし、連合消防団を組織する。

協議第21-5号

環境衛生、環境保全事業の取扱いについて (協定項目21-5)

環境衛生、環境保全事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	環境衛生、環境保全事業の取扱い
調整の内容	

平成16年 9月24日 提出

協定項目 21-5	協議項目	各種事務事業の取扱い	 檜山北部3町合併協議会資料	
励足货口	21 0	関係項目	環境衛生・環境保全事業	

環境衛生·環境保全事業

保健福祉専門部会·産業建設専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調整の内容
092500	クリーンアップ作戦事業	クリーンアップ作戦事業については、現行のとおり新町 に引き継ぐものとする。
093000	洋上風力発電事業	洋上風力発電所施設については、新町に引き継ぐものと する。
093900	生ごみ堆肥化容器購入費補助制度	生ごみ堆肥化容器購入費補助制度については、合併時に 廃止する。
095200	資源回収奨励制度	1 資源回収奨励制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 奨励金の交付基準については、合併時に調整する。
096000	遺体搬送費助成制度	遺体搬送費助成制度については、合併時に廃止する。

先進事例 (調整の内容)

■静岡市 (静岡県/平成15年4月1日 新設合併)

清掃事業の取扱い

市民生活に支障を来たさないことを基本に、新市において再編する。

- (1) ごみ処理事業については、ごみの減量化、資源化を促進するとともに、収集方法等を新市において再編する。
- (2) し尿処理事業については、収集体制は当面現行のとおりとする。なお、収集料金については、合併後速やかに、統一に向け調整するものとする。

■西東京市 (東京都/平成13年1月21日 新設)

ごみ・資源物収集に関すること

当面、現行の内容を継続して実施する。ただし、収集区域、収集日、分別方法等については、 新市に移行後基本方針を定める。

■篠山市 (兵庫県/平成11年4月1日 新設)

ごみ収集運搬業務の取扱い

- (1) ごみ収集回数及び収集方法については、当面現行のとおりとし、新町において作成する 一般廃棄物処理計画に基づき調整する。
- (2) ごみ収集関係の助成制度及び委託制度については、その実施内容等において充実している町の例により統一する。

■加美町 (宮城県/平成15年4月1日 新設)

- (1) ごみ収集日及び収集方法については、現行のとおりとする。
- (2) 資源ごみの回収報奨金については、宮崎町の例による。
- (3) ごみ減量リサイクルに対する助成については、中新田町及び小野田町の例による。
- (4) 最終処分場の青木原ごみ埋立場については、新町に引き継ぐ。ただし、正しい廃棄物の搬入が行われるよう周知し、監視を強化するとともに、必要な排水処理を行うなど適切な施設管理に努める。
- (5) 不法投棄対策の監視員については、新町において配置する。
- (6) 公衆衛生組合連合会については、合併時に統合する。
- (7)消毒事業については、当面、現行のとおりとする。
- (8) 町民一斉清掃については、当面、現行のとおり実施し、新町において調整する。
- (9) 町営墓地については、新町に引き継ぐ。

協議第21-7号

福祉・保育・保健衛生事業の取扱いについて(協定項目21-7)

福祉・保育・保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	福祉・保育・保健衛生事業の取扱い
調整の内容	

平成16年 9月24日 提出

協定項目 2	21-7	協議項目	各種事務事業の取扱い	 檜山北部3町合併協議会資料
励足为口	21 (関係項目	福祉・保育・保健衛生事業	

福祉・保育・保健衛生事業

保健福祉専門部会

休使悃恤等门部公			
事務事業 ID	事務事業名	調整の内容	
		保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併	
058700	伊	後、段階的に調整する。	
058700	保育料管理事務 	保育料管理事務については、現行のとおり新町に引き継	
		ぐものとする。	
		保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併	
058730	 へき地保育所保育料管理事務	後、段階的に調整する。	
050750	1、0地体自用体自科自生事务	保育料管理事務については、現行のとおり新町に引き継	
		ぐものとする。	
058800	特別保育事業	特別保育事業については、現行のとおり、新町に引き継	
000000	符別休月尹未	ぐものとする。	
059300	学童児童保育事業	学童児童保育については、合併後に再編し、利用料等の	
009300	子里 <u>汽里</u> 体月尹未	一元化を図るものとする。	
059400	児童館管理運営事業	児童館については、現行のとおり新町に引き継ぐものと	
009400	九里郎官 <u></u>	する。	
060600	重度障害児(者)日常生活用	重度障害児(者)日常生活用具給付等制度については、	
000000	具給付等事業	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	
062500	身体・知的・児童障害者支援	身体・知的・児童障害者支援費制度については、現行の	
002500	費制度	とおり新町に引き継ぐものとする。	
063500	戦没者追悼式	戦没者追悼式については、現行のとおり新町に引き継ぐ	
003300	製 (以)	ものとする。	
063600	平和祈念式典	平和祈念式典については、現行のとおり新町に引き継ぐ	
003000	十十十十八公工人典	ものとする。	
063800	災害弔慰金支給制度	災害弔慰金支給制度については、現行のとおり新町に引	
003800	火音中窓並又和制度 	き継ぐものとする。	
		1 社会福祉協議会に委託している事業については、新町	
064000	社会福祉協議会委託事業	においても引き続き委託するものとする。	
		2 事業内容、委託料については、合併後に再編する。	
064600	左空介護古経わいカニ東坐部	在宅介護支援センター事業所については、現行のとお	
064600	在宅介護支援センター事業所	り、新町に引き継ぐものとする。	

事務事業 ID	事務事業名	調整の内容
		1 第2期高齢者保健福祉計画については、平成17年度
0.05500		は旧町ごとの計画により従来どおり取扱うものとする。
065700	高齢者保健福祉計画	2 第3期高齢者保健福祉計画については、合併後に新町
		において計画策定を行うものとする。
		生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新
065800	生きがい活動支援通所事業	町に引き継ぎ、利用者負担金等については、合併後に調整
		する。
	大学 共工 取為協和ショニ)東	在宅老人緊急通報システム事業については、業務は現行
066100	在宅老人緊急通報システム事	のとおり、新町に引き継ぐものとし、合併後、保守点検業
	業	務委託先等については、調整し一本化を図るものとする。
		長寿祝金及び敬老金支給事業については、平成17年度
066900	長寿祝金・敬老金支給事業	事業は、現行のとおり実施し、合併後は廃止の方向で検討
		する。
		1 敬老会事業については、新町においても実施する。
068600	敬老会事業	2 平成17年度は、現行どおりの方法で実施し、合併後
		は、対象年齢・開催方法等について検討する。
		1 健康相談事業については、現行のとおり新町に引き継
073200	健康相談事業	ぐものとする。
073200		2 健康相談の方法等については地区巡回の必要もある
		ことから、合併後に検討する。
		生活習慣病検査事業については、次のとおりとする。
		1 平成17年度は現行のとおり実施し、合併後に再編す
		る。
		2 個人負担金は従来どおり徴収することとし、検診項目
073400	生活習慣病検査事業	にあわせて料金体系を統一する。
		3 委託機関の一本化が図れるよう検討する。又町内病院
		等での検診は、受け入れ体制を考慮しながら、一般診療
		に支障がない範囲で実施する。
		4 対象年齢を統一する。
		1 胃がん検診事業については、合併後に再編する。
074000	胃がん検診事業	2 合併後は、委託先の一本化について検討する。
		3 自己負担金については、平成17年度は現行のとおり
		とし、平成18年度から徴収金を統一する。
		インフルエンザ予防接種事業については、次のとおりと
		する。
076800		1 インフルエンザ予防接種事業については、合併後に再
	インフルエンザ予防接種事業	編する。
		2 対象者、自己負担金等については、平成17年度は現
		行のとおりとし、平成18年度から統一する。
		3 集団接種や個別接種等の方法についても検討する。
079200	健康まつり事業	健康まつり事業については、現行のとおり新町に引き継
		ぐものとする。

先進事例 (調整の内容)

■加美町 (宮城県/平成15年4月1日 新設)

傷害者福祉事業

- (1) 身体障害者事業計画については、新町において、3町の計画に基づき、身体・知的・精神の障害者事業計画を速やかに作成する。
- (2) 新町における身体障害者デイサービス事業及びホームヘルプサービス事業については、国制度の変更に伴い、利用者と事業者の契約による支援費制度に統一し実施する。
- (3) 身体障害者相談員は、現在の町単位に配置する基本方針とする。
- (4) 在宅酸素量放射酸素濃縮機器利用助成事業については、県の基準に統一する。
- (5) 心身障害者通所授産施設及び精神障害者小規模作業所については、新町に引き継ぐ。
- (6) 精神障害者福祉ホームヘルプサービス事業及び精神障害者福祉ショートステイ事業については、国基準により統一する。

児童福祉事業

当面、現行のとおりとするが、子育て支援を充実する観点から、事業のあり方について同種の公民館事業等と調整を図りながら検討する。

保育事業

- (1)保育事業については、地域の実情を考慮し当面現行のとおりとするが、新町においては、 子育て支援の対策の充実を図り、体制を整備する方針とする。
- (2) 専用バスの送迎については、当面現行のとおりとし、在り方について新町において検討する。
- (3) 保育所の保育料については、所得区分は国基準を参考に7段階とし、子育て支援を充実する観点から、利用者の負担額が図られるように統一する。ただし、鹿原保育所については、 設置の経緯が他の保育所と異なるため、当面現行のとおりとし、新町において検討する。

その他福祉事業

- (1) 保健福祉祭りについては、新町において事業内容を調整のうえ、実施する。
- (2) 患者輸送バスについては、従来の実績等を考慮し、新町において調整する。
- (3) 2町で実施している温泉施設共通利用券の発行事業は、合併時までに事業内容を調整のう え、新町全体で実施する基本方針とする。
- (4) 福祉医療費の助成関係については、中新田町の例に統一し実施する。

■あさぎり町 (熊本県/平成15年4月1日 新設)

保育事業

保育料の取扱いについては、国の保育料徴収基準額表を参考として、合併時に調整する。

健康づくり事業

- ・各協議会、委員会については、新町において新たに設置する。
- ・健康づくりにかかわる住民組織については、新町において新たに設置する。
- ・鍼灸治療費支給については、上村の例による。
- ・予防接種、乳幼児健診、集団検診(成人病他)、母子保健等については、現行を基本とする。

■東かがわ市 (香川県/平成15年4月1日 新設)

- ・母子保健事業については、新市に移行後速やかに調整する。
- ・育児等健康支援事業については、新市に移行後速やかに調整する。
- ・予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額を統一する。
- ・老人保健事業については、自己負担額等について、合併時に統一する。
- ・健康推進員会及び健康づくり推進協議会については、引田町の例により調整し、新市において 組織を統一する。
- ・女性の健康診査については、新市において実施する方向で検討する。

■上天草市 (熊本県/平成16年3月31日予定 新設合併予定)

傷害者福祉事業

傷害者福祉事業については、次のとおり取扱うものとする。

- ①国または県等が定める制度については、補助基準等を基に、合併時に調整し実施する。
- ②町単独事業(身体障害者福祉年金)については、大矢野町の例により対象者に精神障害者等も含めて統一し、実施する。

その他福祉事業

各町ごとに実施しているその他の福祉関係事業については、高い水準に統一するよう調整に 努める。

■南アルプス市 (山梨県/平成15年4月1日 新設)

高齢者福祉事業

- ・国または県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。
- ・各市町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。
- ・敬老祝金については、 $80\sim89$ 歳は7千円、 $90\sim99$ 歳は1万円、100歳以上は10万円、100歳時に給付する祝金等は30万円とする。

児童福祉事業

国又は県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。

各市町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう新市全体に拡大 し実施する。児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。

協議第21-8号

介護保険事業の取扱いについて(協定項目21-8)

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	介護保険事業の取扱い
調整の内容	

平成16年 9月24日 提出

協定項目	2.1 0	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部 3 町合併協議会資料
加化块口	21-0	関係項目	介護保険事業	情山心のろ町口川勝哉女具作

平成15年度における檜山北部4町の介護保険の状況(比較表)

第1号被保険者のいる世帯数

(単位・世帯)

-				(-	
瀬棚町	北檜山町	大成町	3町計	今金町	4町計
582	1,252	708	2,542	1,313	3,855

平成16年4月介護保険事業状況報告数値

第1号被保険者数

(単位:人:%)

	瀬棚町	北檜山町	大成町	3町計	今金町	4町計
総 人 口	2,757	5,997	2,512	11,266	6,715	17,981
65歳以上75歳未満(前期高齢者)	404	898	497	1,799	962	2,761
75歳以上(後期高齢者	395	886	487	1,768	941	2,709
65歳以上合計	799	1,784	984	3,567	1,903	5,470
高齢化率	28.98	29.75	39.17	31.66	28.34	30.42

平成16年4月介護保険事業状況報告数値

要介護(要支援	影認定者	数						(単位:人)		
		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計		
第1号被保険者										
65歳以」	-75歳未満									
	瀬棚町	3	8	0	1	1	1	14		
	北檜山町	11	9	3	1	2	2	28 25		
	大成町	5	14	3	2	0	1			
	3町計	19	31	6	4	3	4	67		
	今金町	5	15	1	3	1	7	32		
	4町計	24	46	7	7	4	11	99		
75歳以」										
	瀬棚町	9	27	10	5	13	8	72		
	北檜山町	60	76	17	24	27	33	237		
	大成町	27	62	19	14	16	25	163		
	3町計	96	165	46	43	56	66	472		
	今金町	29	73	35	17	30	39	223		
	4町計	125	238	81	60	86	105	695		
第2号被保険者										
	瀬棚町	0	1	1	0	0	0	2		
	北檜山町	1	0	1	0	0	1	3		
	大成町	0	0	1	0	0	0	5		
	3町計	1	1	3	0	0	1	6		
	今金町	1	1	1	2	0	1	6		
	4町計	2	2	4	2	0	2	12		
合 計										
	瀬棚町	12	36	11	6	14	9	88		
	北檜山町	72	85	21	25	29	36	268		
	大成町	32	76	23	16	16	26	189		
	3町計	116	197	55	47	59	71	545		
	今金町	35	89	37	22	31	47	261		
	4町計	151	286	92	69	90	118	806		
平成16年4月介護保	 険事業状況	,報告数値								

居宅サービス受給者数

)	舌宅サーと	こス受給す	首数					(単位:人)		
	/	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4		合計		
第	第1号被保険者									
	瀬棚町	9	17	4	0	1	2	33		
	北檜山町	48	38	7	9	3	1	106		
	大成町	25	45	8	3	2	1	84		
	3町計	82	100	19	12	6	4	223		
	今金町	24	36	15	4	3	3	85		
	4町計	106	136	34	16	9	7	308		
第	2号被保険	者								
	瀬棚町	0	0	1	0	0	0	1		
	北檜山町	0	0	2	0	0	1	3		
	大成町	0	0	0	0	0	0	0		
	3町計	0	0	3	0	0	1	4		
	今金町	1	0	0	1	0	0	2		
	4町計	1	0	3	1	0	1	6		
合	·	計								
	瀬棚町	9	17	5	0	1	2	34		
	北檜山町	48	38	9	9	3	2	109		
	大成町	25	45	8	3	2	1	84		
	3町計	82	100	22	12	6	5	227		
	今金町	25	36	15	5	3	3	87		
	4町計	107	136	37	17	9	8	314		

平成16年4月介護保険事業状況報告数値

施設サービス受給者数

(単位・人)

					(単位:人)					
		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計					
第	第1号被保険者									
	瀬棚町	2	9	14	25					
	北檜山町	52	11	40	103					
	大成町	45	1	18	64					
	3町計	99	21	72	192					
	今金町	56	58	20	134					
	4町計	155	79	92	326					
第	2号被保険	者								
	瀬棚町	0	0	0	0					
	北檜山町	0	0	0	0					
	大成町	0	0	1	1					
	3町計	0	0	1	1					
	今金町	1	0	0	1					
	4町計	1	0	1	2					
合	·	Ħ								
	瀬棚町	2	9	14	25					
	北檜山町	52	11	40	103					
	大成町	45	1	19	65					
	3町計	99	21	73	193					
	今金町	57	58	20	135					
	4町計	156	79	93	328					

平成16年4月介護保険事業状況報告数値

平成15年度 介護保険要介護認定件数(檜山北部広域連合介護認定審査会)

(単位:件)

	平成15年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成16年 1月	2月	3月	計	備考
瀬棚町	13	20	17	12	24	19	27	11	9	18	13	26	209	
北檜山町	42	40	31	22	37	62	64	30	24	41	48	98	539	
大成町	34	36	32	34	29	38	32	33	20	26	46	49	409	
3町計	89	96	80	68	90	119	123	74	53	85	107	173	1,157	
今金町	68	24	39	27	60	87	29	20	31	37	43	88	553	
4町計	157	120	119	95	150	206	152	94	84	122	150	261	1,710	

認定審査会は3合議体(1合議体=5名編成)により実施

1ヶ月に3回ペースで審査会を開催

平成15年度 介護保険給付費支払実績(平成15年3月サービス分~平成16年2月サービス分)

(単位:円)

	居宅サービス費	施設サービス費	居宅介護計画費	高額介護サービス費	審査支払手数料	合 計	負担割合(12.5%)
瀬棚町	32,563,800	108,633,378	4,181,620	1,343,387	157,850	146,880,035	18,360,004
北檜山町	52,403,166	390,438,449	12,916,040	3,835,753	431,951	460,025,359	57,503,170
大成町	32,646,869	232,654,188	9,925,078	2,927,631	304,036	278,457,802	34,807,225
3 囲丁言十	117,613,835	731,726,015	27,022,738	8,106,771	893,837	885,363,196	110,670,400
今金町	37,907,740	458,282,064	10,385,083	4,054,556	398,525	511,027,968	63,878,496
4 田丁言十	155,521,575	1,190,008,079	37,407,821	12,161,327	1,292,362	1,396,391,164	174,548,896

檜山北部広域連合決算数値

第1号被保険者介護保険料の概算による積算(平成15年度給付費ベース)

【調整交付金5.0%、第1号被保険者負担割合18.0%で積算した場合(基本ルール)】

(単位:円・人)

						(1-12-113-77)
	介護保険給付費	第1号負担割合分	被保険者数	概算年額保険料	概算月額保険料	現在の保険料
		(× 18%)		(÷)	(÷12)	PART OF PRINT
瀬棚町	146,880,035	26,438,406	799	33,089	2,757	3,230
北檜山町	460,025,359	82,804,565	1,784	46,415	3,868	3,710
大成町	278,457,802	50,122,404	984	50,937	4,245	3,710
3 田丁言十	885,363,196	159,365,375	3,567	44,678	3,723	
今金町	511,027,968	91,985,034	1,903	48,337	4,028	3,710
4町計	1,396,391,164	251,350,410	5,470	45,951	3,829	

被保険者数は平成16年3月末現在

【調整交付金7.9%、第1号被保険者負担割合15.1%で積算した場合(実績ベース)】

(単位:円・人)

	介護保険給付費	第1号負担割合分	被保険者数	概算年額保険料	概算月額保険料	現在の保険料
		(× 18%)		(÷)	(÷12)	PO E SPRINT
瀬棚町	146,880,035	22,178,885	799	27,758	2,313	3,230
北檜山町	460,025,359	69,463,829	1,784	38,937	3,245	3,710
大成町	278,457,802	42,047,128	984	42,731	3,561	3,710
3町計	885,363,196	133,689,843	3,567	37,480	3,123	
今金町	511,027,968	77,165,223	1,903	40,549	3,379	3,710
4冊丁言十	1,396,391,164	210,855,066	5,470	38,548	3,212	

被保険者数は平成16年3月末現在

介護保険料納期(第1号被保険者分)

納 期	納	付	月
6期	7月・8月・9月	·10月	・11月・12月

檜山北部広域連合における納期

■介護保険法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、 入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等 について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要 な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介 護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向 上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

- 第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。
- 2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に 資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の 選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合 的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

(保険者)

- 第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。
- 2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

(被保険者)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。) が行う介護保険の被保険者とする。
 - (1) 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(以下「第1号被保険者」という。)
 - (2) 市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者(以下「第2号被保険者」という。)

(介護認定審査会)

第 14 条 第 38 条第 2 項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)を置く。

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。) を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - (2) 前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - (3) 指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - (4) その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護 給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画老人保健法 (昭和57年法律第80号)第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県 知事に提出しなければならない。

(保険料)

- 第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。
- 2 前項の保険料は、第 1 号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより 算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
- 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
- 4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第2号被保険者からは保険料を徴収しない。

先進事例 (調整の内容)

- ■西東京市 (東京都/平成13年1月21日 新設)
 - ・ 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、 新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。

ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。

・ 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。

ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。

- ■周南市 (山口県/平成15年4月21日 新設)
 - (1) 介護保険給付

現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 介護保険料(第1号被保険者保険料)

新市において再計算し、国の基準に従って決定する。なお、支払回数は 10 期とし、納期限については、新市に移行後、速やかに調整する。

- ■南アルプス市 (山梨県/平成15年4月1日 新設)
 - (1) 被保険者の資格管理等にかかわる事務については、6町村に相違がないため現行とおりとし、新市に引き継ぐ。
 - (2) 新町村介護保険事業計画の策定については、6町村を一体とした計画を策定し、平成15年度からの保険料を設定する。
- ■須崎市·中土佐町合併協議会 (高知県/平成17年3月1日予定 新設)
 - 1 保険給付の内容については、現行のとおりとする。
 - 2 介護保険事業計画については、2市町を一体とした計画を策定し、平成17年度から適用する。
 - 3 第1号被保険者の保険料については、新市において保険料を設定し、平成17年度から統一 する。
 - 4 第1号被保険者の普通徴収の納期については、7月から翌年3月までの年9回とする。
 - 5 居宅介護支援事業については、新市において調整する。
 - 6 介護認定審査会については、現行どおり高幡広域市町村圏事務組合介護認定審査会で行う方向で関係市町村と調整する。
 - 7 その他介護保険関連事業については、新市において調整する。

協議第21-10号

広報・広聴事業の取扱いについて(協定項目21-10)

広報・広聴事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	広報・広聴事業の取扱い
調整の内容	

平成16年 9月24日 提出

協定項目	21-10	協議項目	各種事務事業の取扱い	 檜山北部3町合併協議会資料
加たタロ	21 10	関係項目	広報・広聴事業	

広報・広聴事業

行財政専門部会

	T	177727 77 777
事務事業 ID	事務事業名	調整の内容
015600	ホームページ	ホームページについては、合併後に再編する。
022900	広報紙	広報紙については、次のとおり合併後に再編するものとする。 (1) 広報紙の編集に当たっては、編集会議を開催する。 (2) 広報紙の内容については、合併後に検討する。 (3) 北檜山町の広報紙発行規則については、廃止とする。 (4) DTP機器のリース契約関係については、体制・活用法を含め検討する。
023100	地区懇談会	地区懇談会については、開催方法を検討し、合併後に再編するものとする。さらには、広報・広聴機能の一層の強化を図るものとする。

先進事例 (調整の内容)

■篠山市 (兵庫県/平成11年4月1日 新設)

- (1) 広報の発行回数は、丹南町の例により、発行日については、篠山町の例によるものとし、配布方法は、合併時に調整するものとする。
- (2) 防災行政無線等の情報通信については、現行のとおりとする。
- (3) 相談業務については、新町において現行の相談業務が実施できるよう調整する。

■さいたま市 (埼玉県/平成13年5月1日 新設)

広報広聴事業については、以下のとおりとする。

- ア 広報紙等の発行事業については、合併時に統合し、引続き情報の提供に努めるものとする。
- イ 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。

■あさぎり町 (熊本県/平成15年4月1日 新設)

- ・広報関係については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 広報誌については、月1回発行する。また、町外の配布先については、従来の情報提供 が低下しないよう、新町において調整する。
 - (2) 県外等における広報活動については、特産物と併せ新町のイメージアップが図られるよう、新町において新たな施策を展開することとする。
 - (3) 県外在住者の既存の組織に対しては、新町においても引き続き支援することとし、新たなふるさと会等の組織結成については、新町において積極的に協力をする。
- ・広聴関係の行政座談会については、年1回開催する。また、住民の行政に対する意見・要望等 の広聴手段は、新町において十分配慮する。

■加美町 (宮城県/平成15年4月1日 新設)

- (1) 広報紙の発行については、現行を基本とし、原則毎月1回とする。
- (2) オフトーク通信については、当面、現行のとおりとし、その在り方については加入者の意見を反映させながら、新町で検討するものとする。
- (3) 新町において、住民と行政との双方向の情報伝達手段の確立に取り組むものとする。
- (4) 行政懇談会については、新町においても実施するものとする。

■瑞穂市 (岐阜県/平成15年5月1日 新設)

広報の発行は、毎月1回発行とする。

新市へ移行後速やかに発行する。

広報誌のサイズは、A4版とする。

■東かがわ市 (香川県/平成15年4月1日 新設)

- (1) 相談事業については、新市において現行の相談事業が実施できるよう調整する。
- (2) 広報紙については、毎月発行とする。
- (3) その他の広聴広報関係事業については、新市において調整する。

協議第21-11号

電算システム事業の取扱いについて(協定項目21-11)

電算システム事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	電算システム事業の取扱い
調整の内容	

平成16年 9月24日 提出

電算システム統合基本方針 (案)

檜山北部3町合併協議会

電算システム統合

1. 電算システム統合の必要性

市町村の行政運営に電算システムは欠かせない存在となっており、情報化の推進による事務の効率化はますます重要性を増している。 合併時の各庁舎窓口での取扱い業務は、本庁窓口と同様の手続きの申請や証明書が発行可能であることが必要であり、住民記録システムや税システムは1つのシステムで運用する必要がある。

現状では3町の電算システムは個別にそれぞれ稼働しており、合併による事務の混乱や住民サービスの低下を招かないよう住民記録システムや税システムなどの基幹システムは、各町のデータや事務を統一的に管理しなければならない。

そのため、合併時に電算システムの統合を行わなければ、住民サービスの低下を招き混乱をきたす恐れがあることから、電算システムを統合し、合併時に稼働させることが必要となる。

2. 一般的な統合パターン

システム統合は、大きく分けて3つのパターンが考えられる。

- A. 新規システム (パッケージ) を導入
- B. 1町の現行システムに集約
- C. システム間インターフェースをとり3町の現行システムをそのまま利用
- "A. 新規"は、開発費用・期間共に大きく、合併時の導入においては非常にリスクが高い。
- "C. 連携"は、理論的には可能でも、実際にシステム間インターフェースをとるのは難しくリスクも高い。 (3町のシステムが同一業者の同一システムならば"連携"は有効な場合もある。)

従って、一般的な評価では、"B. 集約"の統合パターンが短期間・低コストで比較的安全にシステム統合することができる選択であると言える。(先進事例においてはこのパターンが一番多い)

3. 現行システムの集約評価

前述した一般的な評価から、システム統合方法を"B.集約"と仮定した場合の評価は下記のとおり。

(1) 住民情報系システム(住基・印鑑・選挙・税関連等)

方 法	メリット	ディメリット
大成町システムに集約	 ・平成14年に導入された新しいシステム。 OSもWindows2000で問題なし。 ・機能的な面や、サポート面での問題はなし。 	・機能としては、住基・印鑑・選挙しか導入されていないため、税関連を新規導入しなければならない。
瀬棚町システムに集約	・機能的な面や、サポート面での問題はなし。	 機能としては、住基・印鑑・選挙しか導入されていないため、税関連を新規導入しなければならない。 ・導入は平成13年だが、OSがWindowsNTのため、将来性に不安。マイクロソフトのWindowsNTの正式サポートは終わっている。
北檜山町システムに約	・総合パッケージとして、住基・税関連だけでなく、財務会計も導入されている。 ・データ量(人口)の多い町のシステムに集約するのが無難であり移行が容易。	ある。

(2) 内部情報系システム(財務会計・人事・給与等)

- ・住基・税関連が北檜山町システムを合併後も使用するならば、財務会計システムもそのまま北檜山町システムを使用した方 が費用面からみても良い。
- ・住基・税関連が北檜山町システム以外を使用するならば、財務会計システムは瀬棚町のシステムを使用する方が良い。 (財務会計システムのためだけに CIVION を残すのは費用面から無駄となる。)
- ・財務会計システム以外のシステムについては、システム統合方針に基づき検討のうえ、既存システムの中から選択する方が良い。

(3) 個別システム(文書管理・グループウェア・図書館システム等)

・上記以外のシステムについては、システム統合方針に基づき検討のうえ、既存システムの中から選択する方が良い。

4. 電算システムの整備方法

前述したとおり、一般的な評価からいけば1町のシステムに集約が無難な選択ではあるが、既存システムの現状を見る限り、いずれか1町のシステムに集約することが、基本的な考え方をクリアしたベストな選択であるとは言えない。

従って、<u>新規システムの導入についても合わせて検討</u>し、開発期間や費用(見積)等を検討した上で、1町のシステムに集約か、 新規システム導入かをそれぞれ住民情報系・内部情報系・個別システムに分け決定していくこととする。

電算システム統合の予算化・契約については、次の方式が一般的である。

- ①代表市町村が一括予算化し、業者と契約
- ②他市町村は負担金を予算化し、代表市町村に負担金を納入
 - ・負担金の割合については、別途協議
 - ・データ移行費(抽出分)は、所有市町村が予算化

5. 電算システム統合における基本的な考え方

(1) 安定性・信頼性の確保

電算システム統合により、新町施行時にトラブルが発生し住民サービス等に支障をきたすことのないよう、「確実でかつ安定した運用ができるシステム」を基本とする。

(2) 安全性の確保

電算システムには住民のさまざまな個人情報が蓄積され、これらの重要なデータがシステム稼働に伴い、ネットワークを通じて伝送されることになる。これらの情報が外部に流出したり、破壊されたりすることがないようシステムを構築する。

(3) 既存システム機能の確保及び新規業務システムの導入検討

電算システム統合により、既存システムより機能が劣ったり使い勝手が悪くなることは極力避けなければならない。最低限、 既存システムの機能を保証したシステムとする。

また、現状システムを導入していない業務についても、必要に応じて合併時の新規導入を検討するものとする。

(4)サポート体制の充実

操作がわからなくなった場合やトラブル発生時等のサポート体制が充実していること。

(5) 柔軟性・拡張性の確保

法改正や機能追加等、環境の変化や機能の追加に対して、多額の費用・期間を要さず、柔軟に対応できるシステムであること。

(6) 将来性の確保

政府が提唱するe-JAPAN計画に基づき、電子自治体に対応できるシステムであること。

ネットワーク統合

1. ネットワーク統合の必要性

電算システムの統合に伴い、各庁舎間(本庁・支所等)の通信が必要となると同時に、庁舎内LANや各公共施設とのネットワークの見直し、住基ネット、LGWANなどの接続についても庁舎間等の連携を図らなければ住民サービスの低下を招くこととなる。 そのため、合併時には電算システム統合に合わせて、新たなネットワーク基盤を構築することが必要となる。 さらには、今後の国の電子自治体構想や地域情報化による均衡のとれた住民サービスを提供することも考慮した、3町のネットワーク整備を進める必要がある。

2. ネットワーク整備方法

地域情報化による住民サービスアプリケーション(議会中継システムや防災システム等)、電子自治体対応(HARP構想への参加可否含む)、IP電話の導入といったネットワーク構想を合併時に何処まで取り込み、将来的に取り組むかを検討し、光ファイバの導入や回線速度等を決定するものとする。

3. ネットワーク統合における基本的な考え方

- (1) 統合後の電算システムの機能を十分に発揮でき、各庁舎間・公共施設を結ぶ高速で信頼性の高いネットワークを構築する。また、電子自治体や地域情報化といった住民サービスも十分に考慮し構築する。
- (2) 将来性・拡張性を考えると光ファイバの自設が高く評価されるが、経費が多額となることや、災害時の対応等を含めた維持管理の困難などを考慮し、基本的には通信事業者の回線を借用することを検討する。但し、借用が困難な場合については自設や電話回線利用による接続も検討する。
- (3) ネットワーク間のインターネット接続については、侵入漏洩リスクを局所化するため、接続口を一カ所に限定する方向で検討 する。

電算システム統合基本方針(案)

電算システム統合基本方針

新町の電算システム事業の取扱いについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合することとし、各庁舎間(本庁・支所等)のネットワークにより運用するものとする。

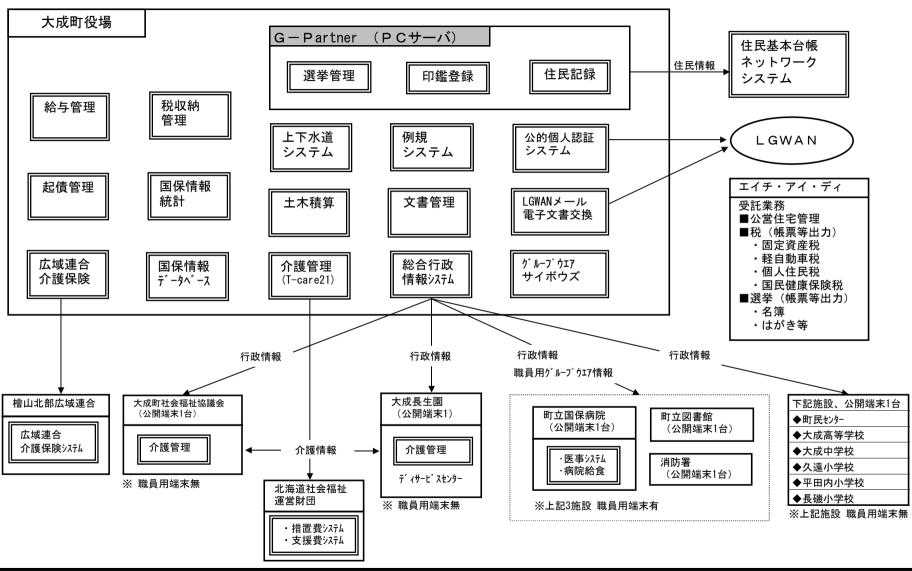
システム統合は、既存の電算機器等を有効に活用しながら、次の方針により調整する。

統合方針

- (1) 基幹システムについては、合併時までにシステム統合が確実に完了できる方式を採用する。
- (2) 基幹システム以外の個別業務システムについては、基幹システムとの連動性、統合の必要性、統合時期等を検討しながら調整する。
- (3) ネットワークについては、合併時までに国の電子自治体構想に対応可能なネットワークを構築することとし、複数庁舎に分散する 職員の情報共有を効率的に行えるシステムとする。

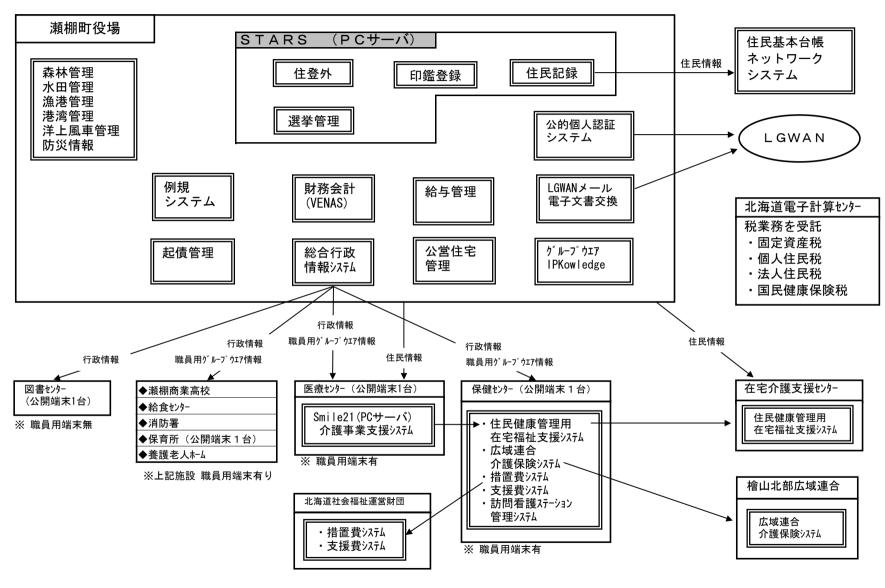
1. システム概要図

(1) 大成町 システム概要図



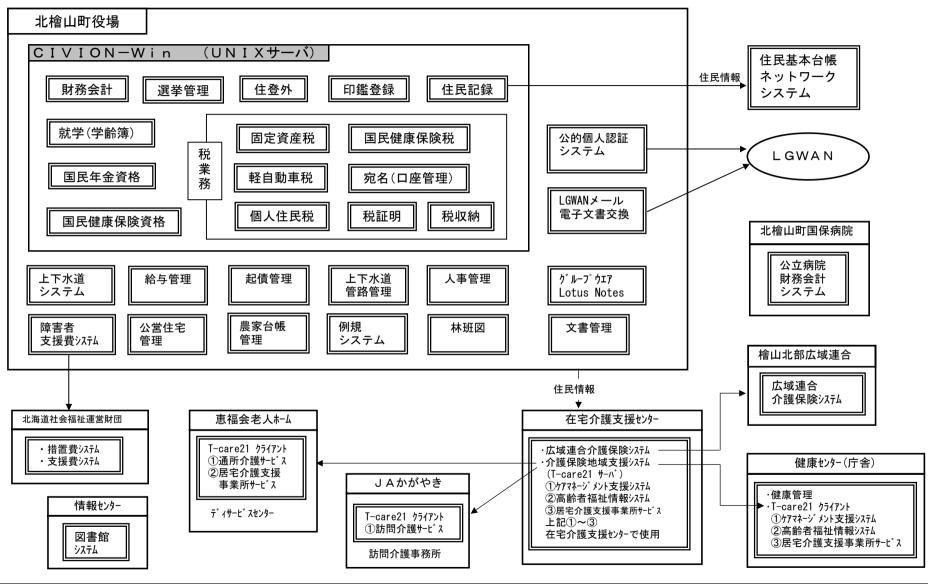
-1- MAXAM

(2) 瀬棚町 システム概要図



-2- MAXAM

(3) 北檜山町 システム概要図



-3- MAXAM

2. 業務別システム一覧

区分	処理業務	大成町	瀬棚町	北檜山町
	住民記録	HID:G-Partner	HDC:STARS	インテック:CIVION—Win
	住民基本台帳ネットワークシステム	ベンダー:HID	へ゛ンタ゛ — : HDC	へ゛ンタ゛ー:インテック
住民	印鑑登録	HID:G-Partner	HDC: STARS	インテック:CIVION—Win
情	戸籍	なし	なし	なし
報関	住登外	なし	なし	インテック:CIVION—Win
連	選挙管理	HID:G-Partner	HDC:STARS	インテック:CIVION—Win
	選挙速報システム	なし	NEC:選挙速報システム	なし
	就学(学齢簿システム)	なし	なし	インテック:CIVION—Win
	固定資産税	HIDへ委託	HDCへ委託	インテック:CIVION—Win
	軽自動車税	HIDへ委託	なし	インテック:CIVION—Win
	個人住民税	HIDへ委託	HDCへ委託	インテック:CIVION—Win
税関	法人住民税	なし	HDCへ委託	なし
	国民健康保険税	HIDへ委託	HDCへ委託	インテック:CIVION-Win
	税証明	なし	なし	インテック:CIVION—Win
	税収納管理	HID:税務情報 for WIN	なし	インテック:CIVION—Win
	宛名 (口座管理)	なし	なし	インテック:CIVION—Win
	国民健康保険資格	なし	なし	インテック:CIVION—Win
	国民年金資格	なし	なし	インテック:CIVION—Win
福	児童手当	なし	なし	なし
祉系	児童扶養手当	なし	なし	なし
713	児童手当各種手続き	なし	厚生労働省のホームページ:WISHシステム	なし
	国保情報データベースシステム	ゼッタテクノロジー∶事業実績システム他	ゼッタテクノロジー:事業実績システム他	ゼッタテウノロジー:事業実績システム他
	国保情報統計システム	ISOL:KISSシステム	なし	なし

-4- MAXAM

区 分	処理業務	大成町	瀬棚町	北檜山町
福	健康管理	なし	HDC:住民健康管理用在宅福祉支援システム	自主開発:健診システム
祉系	措置費システム	北海道社会福祉運営財団のシステム	北海道社会福祉運営財団のシステム	北海道社会福祉運営財団のシステム
亦	障害者支援費システム	北海道社会福祉運営財団のシステム	北海道社会福祉運営財団のシステム	北海道社会福祉運営財団のシステム
	財務会計	なし	HID: VENAS	インテック:CIVION-Win
務	起債管理システム	HID: VENAS	HID:起債くん	インテック:ヤリックリン
	人事管理	なし	なし	ぎょうせい:人事管理システム
内	給与管理	HID:Super給ちゃんPC	HID:Super給ちゃんPC	ぎょうせい:給与システム
部	例規システム	第一法規:例規検索システム	第一法規:例規検索システム	第一法規:例規検索システム
事務	LGWAN	ベンダー:NTT東日本	ベンダー:NTT東日本	ベンダー:FSAS、北海道リコー
1,7,5	文書管理	NTT-ME:文書管理システム	なし	北海道リコー∶文書目録管理システム
	グループウエア	自主導入:サイボウズ	NTT東日本: IPKnowledge	北海道リコー:ロータスノーツ
	広域連合介護保険システム	日立エンジニアリング:ライフパートナー	日立エンジニアリング:ライフパートナー	日立エンジニアリング:ライフパートナー
介	介護サービス事業システム	なし	HDC:住民健康管理用在宅福祉支援システム	つうけんテクノネット:T-care21
護関	高齢者健康管理システム	なし	HDC:住民健康管理用在宅福祉支援システム	つうけんテクノネット∶T-care21
連	訪問看護情報	なし	ワイズマン∶訪問看護ステーション管理システム	つうけんテクノネット∶T-care21
	ケアマネージメント	つうけんテクノネット∶T−care21	なし	つうけんテクノネット:T-care21
病	医事システム	北療システム:医事会計システム	北療システム:医事コンピュータシステム	なし
院	公的病院財務会計システム	なし	なし	日本経営情報システム:財務会計システム
	病院給食	北療システム:病院給食カロリーソフト	なし	なし
	上下水道システム	SEC:上下水道料金システム	なし	自主開発:検針システム
道	上下水道管路システム	なし	なし	ベンダー?:管路管理業務システム

-5- MAXAM

区 分	処理業務	大成町	瀬棚町	北檜山町
	公的個人認証サービス	ベンダー∶NTT東日本	ベンダー:NTT東日本	ベンダー:FSAS
	地域インターネット	NTT東日本:行政情報システム	NTT東日本:行政情報システム	なし
	林班図	なし	なし	北海航測:森林情報システム
	広報編集(DTP)	なし	北海道リコー:DTPシステム	北海道リコー∶エディカラー
その	農家台帳管理	なし	なし	シン技術コンサルタント∶農家台帳管理システム
	GIS	なし	ユニテック∶農村振興地理情報システム	なし
	水田管理	なし	インテック∶水田管理システム	なし
	土木積算	HBA: 土木工事積算システム	なし	なし
	図書館システム	なし	なし	自主開発:情報センター図書システム
	公営住宅管理システム	HIDへ委託	システムバンク:住まいるⅡ	システムバンク∶住まいるiv

-6- MAXAM

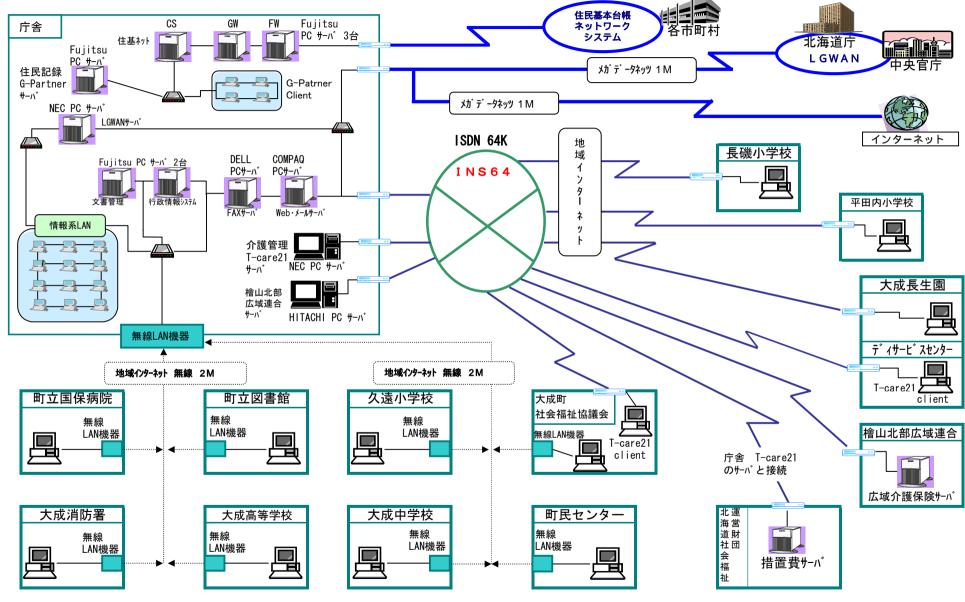
檜山北部3町合併協議会 様

ネットワーク環境調査報告書

2004年8月5日 株式会社マクサム

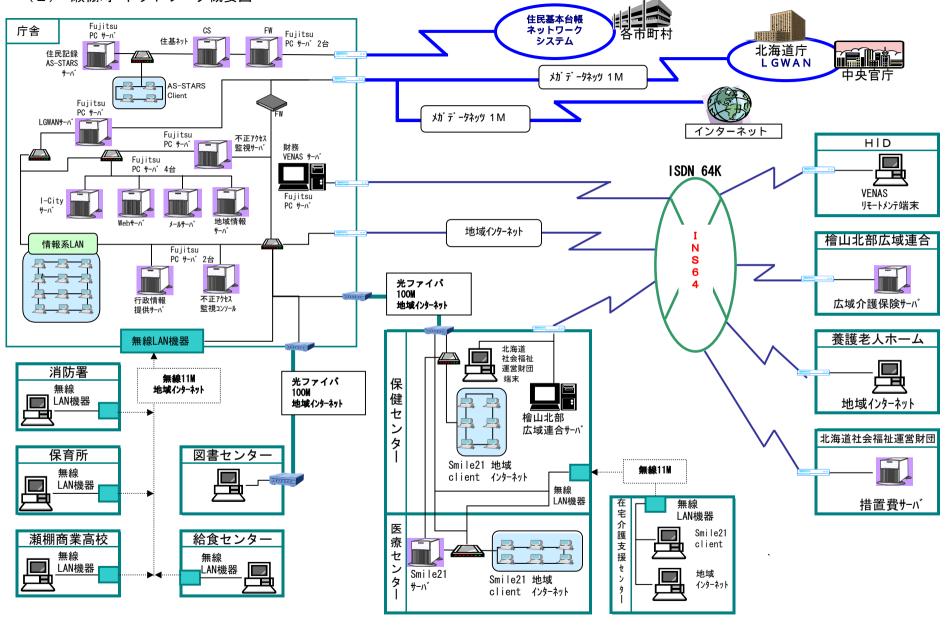
1. ネットワーク概要図

(1) 大成町 ネットワーク概要図



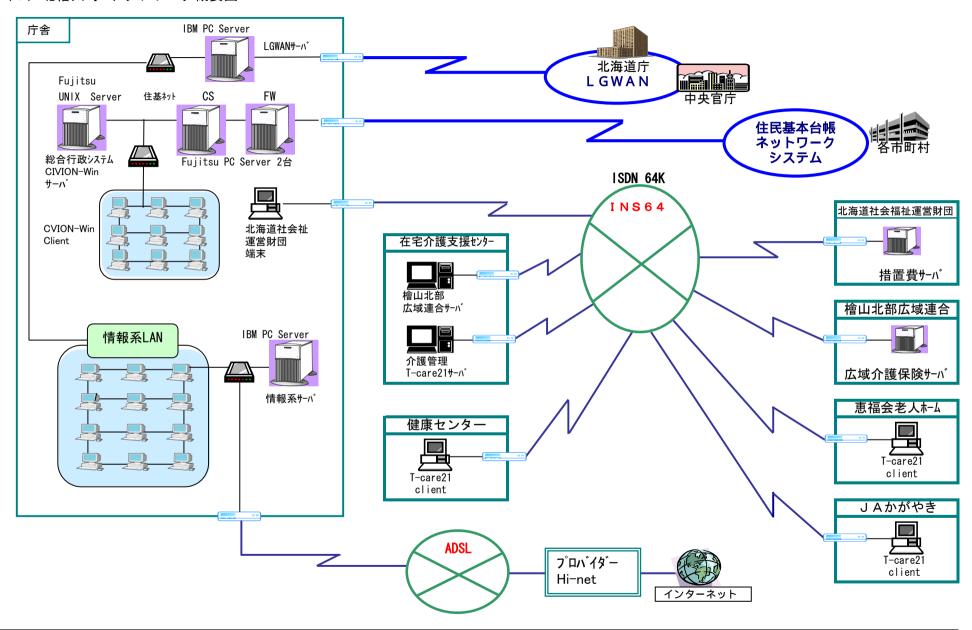
-1- MAXAM

(2) 瀬棚町 ネットワーク概要図



-2- MAXAM

(3) 北檜山町 ネットワーク概要図



-3- MAXAM

2. 各町のサーバ及び端末台数状況

		大成町		瀬棚町		北檜山町
庁 合舎計	サーバ台数 8 台					6 台
庁 舎 舎 計 内 绐		6 2 台		5 3 台		9 0 台
30	スタンドアロン台数	5台		5台		1 1 台
	_	・ 町立国保病院 ・ 大成消防署	7 台 5 台	保健センター医療センター	9 台 6 台	
	厅 舎	・ 町民センター 3 台 ・ 町立図書館 1 台 ・ 大成長生園 1 台 ・ 大成町社会福祉協議会 1 台 ・ 大成高等学校 1 台 ・ 大成中学校 1 台		・ 保育所・ 在宅介護支援センター	4 台 3 台	
	と の t 文			消防署図書センター	1 台 1 台	
	続	・ 大成高等学校・ 大成中学校	1 台 (34)	・ 養護老人ホーム・ 給食センター	3 台 1 台	
	•	・ 久遠小学校・ 平田内小学校	1 台 (20)	• 瀬棚商業高校	1 台 (66)	
	台 数	• 長磯小学校	1 台 (4)		,	
		※ カッコ内数字 パソコン保有台数		※ カッコ内数字 パソコン保有台数		
接続された合計台数 [端末、サーバ] 23台(全て端末)		29台(サーバ1台、端	末28台)			
	の接続先で れるシステム	行政情報システム(地域イ・介護管理システム(T-care21		・ 行政情報システム(地域の ・ 住民健康管理用在宅福祉を (Smile21)		

-4- MAXAM

先進事例 (調整の内容)

■西東京市 (東京都/平成13年1月21日 新設合併)

当面両市の既存の電算システム(ホストコンピュータ及びシステム)を有効活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システム の統合を図るものとする。

ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。

■あさぎり町 (熊本県/平成15年4月1日 新設合併)

電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一して導入し、ネットワークシステムで運用する。 ただし、単独処理業務システムについては、新町において調整する。

■加美町 (宮城県/平成15年4月1日 新設合併)

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼動できるよう調整する。

■蘭越町・ニセコ町・真狩村・喜茂別町・倶知安町合併協議会 (北海道/平成17年10月1日目標 新設合併予定)

事務の効率化、住民サービスの向上を図り引き続き行政の高度情報化を推進するため、電算システムは一元化を目指し、旧町村間のネットワーク体系の構築を行うものとする。

■森·砂原合併協議会 (北海道/平成17年4月1日予定 新設合併予定)

電算システムの取扱いについては、両町ともに基幹系業務(主に窓口業務)を中心に同様な電算システムをオンラインで運用しているため、既存電算システムの有効活用を基本としながら統合し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

ただし、単独処理業務システムについては、各個別事務の中で調整する。

協議第21-13号

交通関係事業の取扱いについて(協定項目21-13)

交通関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	交通関係事業の取扱い
調整の内容	

平成16年 9月24日 提出

協定項目	21-13	協議項目	各種事務事業の取扱い	 檜山北部3町合併協議会資料
励足为口	21 10	関係項目	交通関係事業	16日16日日日日 10日 10日

交通関係事業

行財政専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調整の内容
006600	町営バス運行事業	町営バス運行事業については、当面、現行のとおりとす る。
006700	生活交通路線バス対策事業	生活交通路線バス対策事業については、当面現行のとおりとし、新町において再編する。 福祉バス及び患者輸送バスについては、現行のとおりとし、車輌更新時に委託方式を検討する。

先進事例 (調整の内容)

■西東京市 (東京都/平成13年1月21日 新設)

合併後も現行の内容を継続して実施する。ただし、撤去自転車の保管料については、田無市の例により調整する。

■さいたま市 (埼玉県/平成13年5月1日 新設)

放置自転車対策等については、合併後速やかに統一を図る。

■山県市 (岐阜県/平成15年4月1日 新設)

高富町及び美山町の自主運行バス(道路運送法第21条に基づくもの)については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

- (1) 新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。
- (2)料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。
- (3) 回数券は、100円券の11枚綴りとし、金額は、1,000円とする。

■伊豆市 (静岡県/平成16年4月1日 新設)

自主運行バス路線は、現行のとおり引き継ぐ。単独運行補助制度は、現行のとおり引き継ぎ、中伊豆町を基に2年以内に新市において補助基準を作成する。路線バス廃止対策については、合併時は現行のとおりとし、2年以内に新市において制度の見直しを行う。なお、新市においてバス路線対策協議会を設置し、新市交通確保計画を作成する。

■遠軽地区4町村合併協議会 (北海道/平成17年1月○○日 新設合併予定)

- 1 名寄線代替バス運営協議会については、新町に引き継ぐものとする。
- 2 生活交通路線維持対策事業については、新町に引き継ぐものとする。
- 3 町営バス運行事業については、新町に引き継ぐものとし、料金体系については、合併時まで に統一する。

合併後の減免措置については、70歳以上から適用し、減免額については、合併時までに総 合調整を行うものとする。

- 4 交通安全指導事業については、新町に引き継ぐものとし、交通安全指導員の執行体制については、合併時までに調整するものとする。
- 5 交通安全啓発事業の実施内容、実施体制については、新町に引き継ぐものとし、関係団体の 交通安全運動推進委員会は新町において発足するものとする。
- 6 交通災害共済事業については、新町においても引き続き加入するものとし、保険料の公費扶助は、合併時に廃止する。

また、新町においては、交通災害共済加入推進費として、各自治会等に対し予算の範囲内で報償費を支給するものとするが、さらに合併時までに総合調整を行うものとする。